

第 6 1 号 議 案

新宿区保育所保育料徴収条例及び新宿区立子ども
園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 1 0 日

提出者 新宿区長 吉住 健一

新宿区保育所保育料徴収条例及び新宿区立子ども園条例の一部を改正する条例

（新宿区保育所保育料徴収条例の一部改正）

第 1 条 新宿区保育所保育料徴収条例（平成 11 年新宿区条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

附則第 8 項中「、特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令第 213 号）第 14 条に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が 2 人以上いる場合は」を削り、「まで及び」の次に「第 6 項並びに」を加え、「当該世帯において」及び「（特定被監護者等のうち最年長の者を除く。）」を削り、同項後段を削る。

附則第 9 項を削る。

（新宿区立子ども園条例の一部改正）

第 2 条 新宿区立子ども園条例（平成 18 年新宿区条例第 58 号）の一部を次のように改正する。

附則第 8 条中「、特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令第 14 条に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が 2 人以上いる場合は」を削り、「まで及び」の次に「第 5 項並びに」を加え、「当該世帯において」及び「（特定被監護者等のうち最年長の者を除く。）」を削り、同条後段を削る。

附則第 9 条を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 第 1 条の規定による改正後の新宿区保育所保育料徴収条例附則第 8 項の規定は、この条例の施行の日以後に行われる保育の実施に係る保育料について適用し、同日前に行われた保育の実施に係る保育料については、なお従前の例による。
- 3 第 2 条の規定による改正後の新宿区立子ども園条例附則第 8 条

の規定は、この条例の施行の日以後に行われる同条例第 7 条第 1 項に規定する保育・教育（以下「保育・教育」という。）の実施に係る保育料について適用し、同日前に行われた保育・教育の実施に係る保育料については、なお従前の例による。

（提案理由）

世帯の課税状況にかかわらず、2 歳児までの第 1 子の保育料を無料とする必要があるため